

平成20年度 省エネ法改正にかかるとA

平成21年3月31日

平成21年7月10日改正

平成21年11月17日改正

平成22年3月31日改正

令和元年5月10日改正

資源エネルギー庁

省エネルギー課

目次

1. 特定事業者の指定について 1 P
- 【Q1-1】改正省エネ法を遵守するために、エネルギーを使用する事業者はいつから何を
えばよいでしょうか？
- 【Q1-2】事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となりますか？
- 【Q1-3】社員が1名しか常勤しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用量を算
入しなければならないのですか？
- 【Q1-4】【A1-3】「総エネルギー使用量の1%」でいう総エネルギー使用量とはどう
いったものですか？
- 【Q1-5】連結決算対象の子会社などのグループ会社について、どのような単位で届出る必
要がありますか？
- ※【Q1-6（1）】地球温暖化防止対策、省エネ目的で、従来車両からEVやPHVといった次
世代車両への転換を行っているが、それらの車両等が充電のために使用した
エネルギー（電気）は届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりま
すか。
- ※【Q1-6（2）】報告から除外する当該充電に伴うエネルギー使用量を定量的に把握
できない場合は、どのようにすればよいか。
- ※【Q1-6（3）】従業員以外の来訪客等による充電に伴うエネルギー使用量はどのよう
にみなし規定が適用されるのか。
- 【Q1-7】工事現場で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対
象となりますか？
- 【Q1-8】社員食堂、研修所、保養所で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使
用量の算入の対象となりますか？
- 【Q1-9】社宅、社員寮で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の
対象となりますか？
- 【Q1-10】住居と事業活動に用いられる部分が同じ工場等の中にある場合は、どのよう
に算入しますか？【Q1-11】ある時間帯は住居、ある時間帯は事業活動に用い
られる場所については、どのように算入しますか？
- 【Q1-12】海外法人は対象となりますか？
- 【Q1-13】1,500kl/年未満の特定事業者に指定されない事業者は、省エネ法の規制を受
けないのでしょうか？
- ※【Q1-14】自社（A社）が生産（又は購入）した商品を他社（B社）が所有する倉庫に
保管している場合、当該倉庫にかかるエネルギー使用量はどのように算入しま
すか？
- ※【Q1-15】A社の工場・事業場内において、製造ラインの一部工程や社員食堂に関する業
務を他社（B社）に委託している場合、当該業務にかかるエネルギー使用量は
、どちらの企業が算入しますか？
- ※【Q1-16】A社の倉庫において、荷役業務等をB社に業務委託している場合、当該荷役
業務等にかかるエネルギー使用量は、どちらの企業が算入しますか？

- ※【Q1-17】自社のサーバーを他社が設置しているデータセンター（顧客のサーバーを預かり、保守・運用サービスなどを提供する施設）に預けている場合、誰が当該サーバーのエネルギー使用量を算入しますか？
- ※【Q1-18】小売店舗等の事業所内に ATM（現金自動預け払い機）や自動販売機が置かれている場合、誰がエネルギー使用量を算入しますか？
- ※【Q1-19】百貨店等の売り場内において、「消化仕入れ契約」という契約方式により営業を行う専門店があります。この場合、誰が当該専門店にかかるエネルギー使用量を算入しますか？
- ※【Q1-20】ESCO 事業※を利用してコージェネレーション設備を導入している場合、当該設備のエネルギー使用量は、コージェネレーション設備の利用者と ESCO 事業者のどちらが算入しますか？
- ※【Q1-21】地方公共団体における一部の施設を、法令に基づき首長以外の者が資産管理等を行っている場合があるが、誰が当該施設にかかるエネルギー使用量を算入しますか？
- ※【Q1-22】地方公共団体において、いわゆる「指定管理者制度」に基づき、一部の施設の管理等を民間企業（指定管理者）が行っている場合があるが、誰が当該施設のエネルギー使用量を算入しますか？
- ※【Q1-23】道路関係の施設や設備は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？
- ※【Q1-24】携帯電話や PHS 等のアンテナ（基地局）に係るエネルギー使用量は、誰が算入しますか？
- ※【Q1-25】介護サービスを行う事業所や施設は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？

※【Q1-14】～【Q1-25】は平成 21 年 7 月 10 日追加
 ※【Q1-6(1)】～【Q1-6(3)】は、令和元年 5 月 10 日追加

2. 特定連鎖化事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 P

- 【Q2-1】特定連鎖化事業者として指定を受ける必要があるのは、どのような事業者でしょうか？
- 【Q2-2】フランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしている場合、フランチャイズチェーン本部はエネルギー使用量をどこまで把握しなければならないのでしょうか？
- 【Q2-3】フランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしている場合であって、その本部自らが設置している工場等のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl/年以上の場合については、特定連鎖化事業者だけでなく、特定事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？
- 【Q2-4】A社が行うフランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしており、当該事業の加盟店舗を複数設置している会社（B社）があり、そのB社が設置している当該事業の加盟店舗だけで年間のエネルギー使用量（原

油換算値)が合計して1,500kl/年以上になる見込みです。この場合、B社は特定事業者の指定を受けなければならないのでしょうか？

【Q2-5】複数のフランチャイズチェーン事業を行っており、いずれも【A2-1】に示した条件を満たしている場合、その本部は複数の特定連鎖事業者として指定を受けなければならないのでしょうか。

3. エネルギー管理者統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について・・・7P

【Q3-1】エネルギー管理統括者は、どのような者を選任しなければならないのですか？

【Q3-2】エネルギー管理統括者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【Q3-3】エネルギー管理企画推進者は、どのような者を選任しなければならないのですか？

【Q3-4】エネルギー管理企画推進者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【Q3-5】エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、本社で執務している者でないと選任できないのでしょうか？

※【Q3-6】エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又は管理員といった役職を、同一人物が複数兼任することや、他事業者に外部委託することは可能ですか？

※【Q3-7】平成21年度以前に開催された「エネルギー管理講習」を受けた者であっても平成22年度以降エネルギー管理企画推進者やエネルギー管理員に選任することができますか？

※【Q3-8】エネルギー管理士試験、エネルギー管理講習の開催予定等の情報はどのように入手できますか？

※【Q3-6】は平成22年3月31日修正

※【Q3-7】～【Q3-8】は平成21年7月10日追加

4. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について・・・9P

【Q4-1】テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか？

【Q4-2】エネルギー管理権原を有しているとはどのような状態をいうのでしょうか？

【Q4-3】テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよろしいのでしょうか？

【Q4-4】テナント専用部における推計手法とはどういった手法が考えられますか？

【Q4-5】区分所有のビルのものであって、オーナーが複数いる場合は、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか？

※【Q4-6】共同所有ビルの場合、誰がエネルギー使用量を算入することになりますか？

※【Q4-7】区分所有ビルの場合、【A4-5】において、所有しているオーナーごとに各区分のエネルギー使用量を算入すると記載されていますが、区分所有ビルの入居者にて構成する管理組合が算入することは可能ですか？

※【Q4-8】証券化ビルの場合、誰がエネルギー使用量を算入することになりますか？

※【Q4-9】A社が所有する建物全体をB社が単独で賃借（一棟借り）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？

※【Q4-10】A社が所有する建物（の全部又は一部）をB社が賃借し、さらにB社が当該賃借部分の全部又は一部をC社に転貸（サブリース）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？

※【Q4-11】A社が所有する建物にB社がテナントとして入居していますが、B社の専用部の一部分をB社と賃借契約を結ばない形態でC社が使用しています。この場合、誰がC社のエネルギー使用量を算入しますか？

※【Q4-6】～【Q4-11】は平成21年7月10日追加

5. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書等について・・・・・・・・・・11P

【Q5-1】エネルギー使用状況届出書等の提出時期はいつ頃ですか？

【Q5-2】エネルギー使用状況届出書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【Q5-3】定期報告書、中長期計画書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【Q5-4】定期報告書につき、エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要がありますか？

【Q5-5】中長期計画書を作成するにあたり、参画証明書は必要ですか？

6. 判断基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12P

【Q6-1】判断基準の変更はありますか？

【Q6-2】判断基準に記載されている、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善するという努力目標は、工場等ごとに取り組むものでしょうか。

※【Q6-3】エネルギー管理指定工場である工場の敷地内に事務部門のビルが立地している場合、当該ビルのエネルギー消費設備に関する管理標準は、省エネ法改正前の判断基準に基づいて設定した管理標準とは別に、新たに“専ら事務所その他の用に供する事業所における判断基準（事務所等の判断基準）”に従って設定しなければならないでしょうか？

※【Q6-4】規模が小さく、使用する設備が限定的な事業所（例えば、空調、照明、パソコンのみ使用する事務所）についても、事業所ごとに判断基準に基づく管理標準を作成する必要がありますか？

※【Q6-3】、【Q6-4】は平成21年7月10日追加

7. その他 13P

- ※【Q7-1】 電力会社による電気使用量の検針日が必ずしも月末最終日になっていませんが、1年間のエネルギー使用量は、日割計算などを行って、4月1日～翌年3月31日までの使用量として正確に算入する必要がありますか？
- ※【Q7-2】 事業者全体のエネルギー消費原単位を計算する際、同一企業が複数の事業を行っているため、「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(定期報告書の特定-第3表のE欄)」の単位を単一に設定できない場合、当該原単位の対前年度比はどのように算出しますか？
- ※【Q7-3】 合併、分社、譲渡等を行ったため、年度途中でA社の設置する工場・事業場が新たに追加（又は減少）した場合、A社の当該年度のエネルギー使用量はどのように算入しますか？
- ※【Q7-4】 LPガスの使用量について、定期報告書には“t（トン）”の単位を用いて記載することとなっていますが、供給事業者からの検針票等に“m³（立方メートル）”の単位で表示されている場合、どのようにして“t（トン）”に換算しますか？

※【Q7-1】～【Q7-4】は平成21年7月10日追加

【Q1-3】 【Q3-7】 【Q4-1】 【Q4-3】 【Q4-5】 【Q4-6】 【Q4-7】 【Q4-8】 については、平成21年11月17日に文言を一部修正（わかりやすくするための修正であり、内容の変更はなし）

1. 特定事業者の指定について

【Q1-1】改正省エネ法を遵守するために、エネルギーを使用する事業者はいつから何を行えばよいでしょうか？

【A1-1】改正省エネ法により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、平成22年度以降、企業全体でのエネルギー管理に変わります。したがって、平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における企業全体（本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所）のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年以上であれば、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を各経済産業局へ届け出て、「特定事業者」、又は「特定連鎖化事業者」の指定を受けなければなりません。このため、平成21年4月から平成22年3月までの1年間の事業者全体のエネルギー使用量の計測、記録を行ってください。

【Q1-2】事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となりますか？

【A1-2】本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所が対象となります。

【Q1-3】社員が1名しか常働しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用量を算入しなければならないのですか？

【A1-3】設置している事業所であれば、エネルギー使用量が微量であってもすべて算入の対象となります。

なお、エネルギー使用量が15kl/年未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度国に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することもできます。ただし、一度国に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量の1%未満に限り適用できることとします。

【Q1-4】【A1-3】「総エネルギー使用量の1%」でいう総エネルギー使用量とはどういったものですか？

【A1-4】15kl/年未満の事業所も含め、設置している事業所のエネルギー使用量を把握した際の事業者の総エネルギー使用量となります。

【Q1-5】連結決算対象の子会社などのグループ会社は、どのような単位で届出する必要がありますか？

【A1-5】子会社などのグループ会社であっても、企業ごとに法人単位で届け出ていただくこととなります。

【Q1-6 (1)】地球温暖化防止対策、省エネ目的で、従来車両からEVやPHVといった次世代車両への転換を行っているが、それらの車両等が充電のために使用したエネルギー（電気）は届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか。

【A1-6 (1)】工場等の敷地内のみを走行する移動体（例えば構内専用フォークリフト）のエネルギー使用量は算入の対象となりますが、主に工場等の敷地外で走行する営業車両や従業員の通勤車両、来訪車両等の充電に掛かるエネルギー使用量は対象外となります。

【Q1-6 (2)】報告から除外する当該充電に伴うエネルギー使用量を定量的に把握できない場合は、どのようにすればよいか。

【A1-6 (2)】充電に伴うエネルギー使用量を定量的に把握できる計測機器等を備えてない場合は、例えば、

EV：標準的なEVの電費性能（Wh/km）※1×走行距離※2＝事業所での充電量

PHV：標準的なPHVの電費性能（Wh/km）※1×走行距離※2×UF※3＝事業所での充電量

※1）各車両の電費性能カタログ値。なお、メーターで電力消費量等が表示される場合には、その数値の利用を妨げるものではない。

※2）営業車両は走行量、通勤車両は通勤経路に基づく通勤に掛かる距離

※3）統計に基づくユーティリティファクター（電気走行距離割合）を掛け合わせることで、EV走行カバー率を考慮。【ユーティリティファクターの概要は別紙（ユーティリティファクターについて）をご参照ください。】

とみなすこととします。

【Q1-6 (3)】従業員以外の来訪客等による充電に伴うエネルギー使用量はどのようにみなし規定が適用されるのか。

【A1-6 (3)】定量的に把握できない場合には、みなし適用はできません。なお、事業所等に設置の充電器・その運用を第三者に委託等を行っている場合には、当該第三者（事業者）が使用量を報告することになります。

【Q1-7】工事現場で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？

【A1-7】工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、劇団小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う工場等に該当しないものについては、算入の対象外となります。

なお、常設の住宅展示場は、算入の対象となります。

【Q1-8】社員食堂、研修所、保養所で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？

【A1-8】社員食堂、研修所、保養所などの社員の「福利厚生」に供している施設は算入の対象となります。

【Q1-9】社宅、社員寮で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対象となりますか？

【A1-9】住居部分及びその共用部分は算入の対象外となります。

【Q1-10】住居と事業活動に用いられる区画が同じ工場等の中にある場合は、どのように算入しますか？

【A1-10】この場合、事業活動に用いられる区画のエネルギー使用量を分割して算入することになります。なお、住居の区画と事業活動に使用する区画とのエネルギー使用量の分割が難しい場合は、敢えて分割せずまとめて算入しても問題ありません。

【Q1-11】ある時間帯は住居、ある時間帯は事業活動に用いられる場所については、どのように算入しますか？

【A1-11】当該場所が、主に住居として用いられている場合は算入の対象外となり、主に事業活動に用いられる場合は算入の対象となります。

【Q1-12】海外法人は対象となりますか？

【A1-12】日本に所在する外資系企業等の場合、その事業者単位のエネルギー使用量 1,500 kl/年以上である場合には、日本における代表者が届出を行う必要があります。他方、日本の企業が海外に工場等を設置している場合、その海外事業所は対象外となります。

【Q1-13】1,500kl/年未満の特定事業者には指定されない事業者は、省エネ法の規制を受けないのでしょうか？

【A1-13】事業者単位のエネルギー使用量が 1,500kl/年未満の場合、その事業者には定期報告書・中長期計画書の提出やエネルギー管理統括者の選任などの特定事業者に係る義務は適用されません。

なお、エネルギーを使用する者は、特定事業者か否かに関わらず、省エネ法第4条の規定により「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下、「判断基準」という。）」に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めていただく

くこととなります。

【Q1-14】 自社（A社）が生産（又は購入）した商品を他社（B社）が所有する倉庫に保管している場合、当該倉庫にかかるエネルギー使用量はどのように算入しますか？

【A1-14】 B社が倉庫業法に基づき登録された「倉庫業者」に該当する場合、倉庫の運営・管理はB社の責任の下で行われることから、当該倉庫にかかるエネルギー使用量はすべてB社が算入します。

他方、B社が「倉庫業者」に該当しない場合、【A4-1】に示した整理に基づき、倉庫のオーナー（B社）は、テナント（A社）がエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入し、テナント（A社）は、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入します。

【Q1-15】 A社の工場・事業場内において、製造ラインの一部工程や社員食堂に関する業務を他社（B社）に委託している場合、当該業務にかかるエネルギー使用量は、どちらの企業が算入しますか？

【A1-15】 当該業務の運営・管理はA社の責任の下で行われていると考えられ、かつ、B社の工場・事業場とはいえないことから、当該業務にかかるエネルギー使用量はA社が算入します。

【Q1-16】 A社の倉庫において、荷役業務等をB社に業務委託している場合、当該荷役業務等にかかるエネルギー使用量は、どちらの企業が算入しますか？

【A1-16】 当該倉庫の運営・管理はA社の責任の下で行われていると考えられるため、仮にB社がフォークリフトなどの機器を持ち込んで業務を行っていたとしても、

【A1-18】と同様に、当該荷役業務等にかかるエネルギー使用量はA社が算入します。

【Q1-17】 自社のサーバーを他社が設置しているデータセンター（顧客のサーバーを預かり、保守・運用サービスなどを提供する施設）に預けている場合、誰が当該サーバーのエネルギー使用量を算入しますか？

【A1-17】 当該サーバーはデータセンターの事業所内にあり、当該サーバーを預けている事業者の事業場とはいえないことから、いわゆるスペース貸しやラック貸し等の保管形態にかかわらず、データセンターを設置している事業者が算入します。

【Q1-18】 小売店舗等の事業所内に ATM（現金自動預け払い機）や自動販売機が置かれて

いる場合、誰がエネルギー使用量を算入しますか？

【A1-18】 ATM や自動販売機が機器単体で置かれている場合は、これらの機器が置かれている事業所を設置している事業者が算入します。

なお、ATM や自動販売機が機器単体で複数台置かれていたとしても、同様とします。

例えば、一区画に ATM が機器単体で置かれている場合（例：コンビニエンスストアの店内にある ATM）には、ATM の設置者（銀行等）ではなく、ATM が置かれている事業所を設置している事業者（コンビニエンスストア等）が自ら使用する設備の一部として算入します。

他方、建屋形式の ATM コーナーのように、銀行等が一区画において、空調、照明と合わせて ATM 施設を設置している場合は、銀行等が算入します。

【Q1-19】 百貨店等の売り場内において、「消化仕入れ契約」という契約方式により営業を行う専門店があります。この場合、誰が当該専門店にかかるエネルギー使用量を算入しますか？

【A1-19】 ビルのオーナーである百貨店等の売り場内において、他事業者が消化仕入れ契約等といった契約により事業活動を行っている場合、オーナーとは別の事業者が一区画を専用しているとはいえないと考えられることから、百貨店等が当該専門店のエネルギー使用量を算入します。

他方、オーナーと他事業者との間で賃借関係があるときは、【A4-1】に示した整理に基づき、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入し、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入します。

【Q1-20】 ESCO 事業[※]を利用してコージェネレーション設備を導入している場合、当該設備のエネルギー使用量は、コージェネレーション設備の利用者と ESCO 事業者のどちらが算入しますか？

【A1-20】 ESCO 事業により導入した設備は、その契約により所有形態が異なる場合がありますが、当該設備の導入の決定を ESCO 事業者が行っているとは考えられず、かつ、当該設備のエネルギーは当該設備の利用者が自らの事業の用に使用しているものであることから、当該設備のエネルギー使用量は、利用者が算入します。

[※]省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギー・メリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業。

【Q1-21】 地方公共団体における一部の施設を、法令に基づき首長以外の者が資産管理等を行

っている場合があるが、誰が当該施設にかかるエネルギー使用量を算入しますか？

【A1-21】当該施設の資産管理等を行っている事業者が算入します。【別紙2（改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について）をご参照ください。】

【Q1-22】地方公共団体において、いわゆる「指定管理者制度」に基づき、一部の施設の管理等を民間企業（指定管理者）が行っている場合があるが、誰が当該施設のエネルギー使用量を算入しますか？

【A1-22】指定管理者が管理等を行う施設であっても、地方公共団体のエネルギー使用量として算入します。【別紙2（改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について）をご参照ください。】

【Q1-23】道路関係の施設や設備は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？

【A1-23】高速道路などの料金所に隣接する管理事務所、サービスエリアやパーキングエリアに立地する施設等において使用するエネルギーは、対象となります。

他方、道路に付帯する設備（料金所（料金ゲートを含む）、街灯、トンネル内の照明・空調設備など）は、対象外となります。

【Q1-24】携帯電話やPHS等のアンテナ（基地局）に係るエネルギー使用量は、誰が算入しますか？

【A1-24】アンテナが単体で駅のプラットフォーム・建物屋上などに取り付けられている場合、アンテナが置かれている施設を設置している事業者が当該アンテナのエネルギー使用量を算入します。

他方、携帯電話会社等が、一区画において施設等と複合した形態でアンテナを設置している場合、複合施設の設置者（携帯電話会社等）が当該アンテナを含めてエネルギー使用量を算入します。

【Q1-25】介護サービスを行う事業所や施設は、エネルギー使用量の算入の対象となりますか？

【A1-25】通所系の事業所については、算入の対象となります。

他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所（居）者の生活のためにエネルギーを使用していることから、対象外となります。

なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみを分割して算入します。

2. 特定連鎖化事業者の指定について

【Q2-1】特定連鎖化事業者として指定を受ける必要があるのは、どのような事業者でしょうか？

【A2-1】フランチャイズチェーン事業などにおいて、以下の条件を満たしており、かつ、本部と加盟店のエネルギー使用量（原油換算値）を合計して1,500kl/年以上であれば、その本部が特定連鎖化事業者として指定を受けます。

＜条件＞

本部と加盟店との契約における約款において、以下の1及び2の双方の事項を満たしていること。

1. 加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告を加盟店から本部にさせることができること

2. 以下のいずれかを指定していること

①空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法

②冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

③照明に係る機種、性能又は使用方法

④加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

また、本部が定めた方針又は行動規範、マニュアルを遵守すべき定めが約款に規定されている場合は、それら又は約款に1及び2の条件が規定されている場合についても同様の扱いとします。

【Q2-2】フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A2-1】に示した条件を満たしている場合、その本部はエネルギー使用量をどの範囲まで把握しなければならないのでしょうか？

【A2-2】本部が設置している工場等（例：本部、工場、配送センター、直営店）のエネルギー使用量を把握するとともに、フランチャイズチェーン事業などに加盟する者が設置している当該事業に係る工場等（加盟店）のエネルギー使用量を把握する必要があります。

【Q2-3】フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A2-1】に示した条件を満たしている場合であって、その本部自らが設置している工場等のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年以上の場合については、特定連鎖化事業者だけでなく、特定事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？

【A2-3】特定連鎖化事業者のみの指定を受けることとなります。

【Q2-4】A社が行うフランチャイズチェーン事業における加盟店（B社）との約款が【A

2—1】に示した条件を満たしており、B社が設置している店舗が複数あります。当該事業におけるB社の店舗だけで年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl／年以上になる見込みですが、この場合、B社は特定事業者の指定を受けなければならないのでしょうか？

【A2—4】はい、そのとおりです。この場合、B社は特定事業者として指定を受けるとともに、A社の加盟店として、A社の事業の加盟店にかかるエネルギー使用量を、A社に対し約款に基づき報告する必要があります。

【Q2—5】複数のフランチャイズチェーン事業を行っており、いずれも【A2—1】に示した条件を満たしている場合、その本部は複数の特定連鎖化事業者として指定を受けなければならないのでしょうか。

【A2—5】複数の事業について一括して指定を受けることとなりますので、複数の指定を受ける必要はありません。

3. エネルギー管理者統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について

【Q3—1】エネルギー管理統括者は、どのような者を選任しなければならないのですか？

【A3—1】事業経営の一環として、事業者が設置している全工場等につき鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る方、原則として役員等の役職に就いている方を選任いただく必要があります。例えば、財務担当や情報担当といった担当役員が置かれているように、エネルギー担当といった役員を設置し、その任に当たらせることも一案として考えられます。なお、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者といった資格の要件はありません。

【Q3—2】エネルギー管理統括者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【A3—2】①エネルギーを消費する設備やエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設及び改造又は撤去の決定、②定期報告書や中長期計画等の作成事務、③エネルギー管理指定工場等を設置している事業者にとっては、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任、指導に関することが役割として挙げられます。

【Q3—3】エネルギー管理企画推進者は、どのような者を選任しなければならないのですか？

【A3—3】エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者の中から選任いただく必要があります。

【Q3—4】エネルギー管理企画推進者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【A3—4】エネルギー管理統括者の職務を実務面から支え、補佐することが役割となります。

【Q3-5】エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、本社で常勤している者でないと選任できないのでしょうか？

【A3-5】必ずしも本社で常勤していない方であっても、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の役割を担うことができる方であれば、選任できます。

【Q3-6】エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又は管理員といった役職を、同一人物が複数兼任することや、他事業者に外部委託することは可能でしょうか？

【A3-6】原則として認めておりませんが、条件を満たし、かつ、経済産業局が承認した場合に限り可能となります。【条件等の概要は、別紙3（エネルギー管理統括者等の兼任及び外部委託に関する承認基準について）をご参照いただき、詳細は資源エネルギー庁のホームページに公表している兼任の承認の基準、及び外部委託の承認の基準をご参照ください。】

【Q3-7】平成21年度以前に開催された「エネルギー管理講習」を受けた者であっても平成22年度以降エネルギー管理企画推進者やエネルギー管理員に選任することができますか？

【A3-7】①平成18年度から平成21年度の間「エネルギー管理講習」の「新規講習」を修了した者、又は

②平成21年度に「資質向上講習」を修了した者

であれば選任することができます。ただし、平成18年度に「エネルギー管理講習」の「新規講習」を終了し、平成18年度から平成20年度までの間にエネルギー管理員に選任されている方は、平成21年度に「資質向上講習」を修了する必要があるなど、留意すべき事項があります。詳細は、「エネルギー管理講習」を実施する機関として財団法人省エネルギーセンターが指定されていますので、同センターのホームページをご参照ください。

【省エネルギーセンターホームページ URL】

<http://www.eccj.or.jp/mgr1/index.html#lctr>

【Q3-8】エネルギー管理士試験、エネルギー管理講習の開催予定等の情報はどのように入手できますか？

【A3-8】エネルギー管理士試験、エネルギー管理講習を実施する機関として財団法人省エネルギーセンターが指定されていますので、同センターのホームページをご参照ください。

【省エネルギーセンターホームページ URL】

<http://www.eccj.or.jp/mgr1/index.html>

4. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について

【Q4-1】テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか？

【A4-1】オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。

【Q4-2】エネルギー管理権原を有しているとはどのような状況をいうのでしょうか？

【A4-2】①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

【Q4-3】テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよろしいでしょうか？

【A4-3】テナント専用部のエネルギー使用量は、オーナーからテナント毎に伝えることが重要であり、オーナーは可能な範囲で対応することが望まれます。なお、テナント専用部のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されていない場合が多いことから、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってもよいこととします。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合には、テナントのみで推計した値をエネルギー使用量として算入してもよいこととします。

【Q4-4】テナント専用部における推計手法とはどのような手法が考えられますか？

【A4-4】推計手法はあくまで事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な計算方法を選択することとなります。空調エネルギーにおける推計手法として考えられるものは、

- ①テナントの活動情報を考慮して案分する手法
- ②テナントの面積を用いて案分する手法
- ③推計ツールを活用し推計する手法
- ④類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する手法などが考えられます。

推計ツールは、財団法人省エネルギーセンターのホームページに公表しております。

【省エネルギーセンターホームページ URL】

<http://www.eccj.or.jp/bldg-actool/index.html>

【Q4-5】区分所有ビルであって、オーナーが複数いる場合は、どの範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか？

【A4-5】区分所有している区画ごとにエネルギー使用量を把握し、各オーナーが算入する必要があります。また、区分所有している区画以外の共用部分については、区分所有者で協議の上、1者が共用部全体を算入する必要があります。

【Q4-6】共同所有ビルの場合、誰がエネルギー使用量を算入することになりますか？

【A4-6】所有者間で協議の上、1者が代表して算入する必要があります。

なお、当該ビルの入居者にて構成する管理組合が機能しており、かつ、当該ビルのエネルギー管理権原を実態的に有していると判断できる場合は、管理組合が算入することもできます。管理組合が算入した場合、共同所有者は当該ビルのエネルギー使用量を算入する必要はありません。

【Q4-7】区分所有ビルの場合、【Q4-5】において、所有しているオーナーごとに各区画のエネルギー使用量を算入すると記載されていますが、区分所有ビルの入居者にて構成する管理組合が算入することは可能ですか？

【A4-7】管理組合が機能しており、かつ、当該ビルのエネルギー管理権原を実態的に有していると判断できる場合は、管理組合が算入することができます。管理組合が算入した場合、区分所有者は当該ビルについて算入する必要はありません。

【Q4-8】証券化ビルの場合、誰がエネルギー使用量を算入することになりますか？

【A4-8】当該ビルの管理にかかる指図権を有している特別目的事業体（特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等）が算入する必要があります。

【Q4-9】A社が所有する建物全体をB社が単独で賃借（一棟借り）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？

【A4-9】一棟借りの場合についても、オーナー・テナントの双方が【A4-1】に示した整理に基づいて算入しますが、オーナー（A社）とテナント（B社）の双方が合意している場合に限り、建物全体のエネルギー使用量をテナント（B社）のみが算入することもできます。なお、その合意については、テナント（B社）がエネルギー管理義務を負うことなどの事項につき、覚書等を書面で取り交わすことが望まれます。

【Q4-10】A社が所有する建物（の全部又は一部）をB社が賃借し、さらにB社が当該賃借部分の全部又は一部をC社に転賃（サブリース）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか？

【A4-10】 この場合、【A4-1】に示した整理に基づき、A社は建物全体のエネルギーから、B社及びC社にエネルギー管理権原がある設備のエネルギーを引いた値を算入します。また、B社及びC社は、専用部のエネルギー使用量（エネルギー管理権原がある設備、専用部分で使用する空調・照明等）を算入します。

なお、B社が専用している区画がない（つまり、B社が当該賃借部分の全部をC社に転貸している）場合は、B社にエネルギー管理権原がある設備が建物内に設置されている場合に限り、B社が当該設備のエネルギー使用量を算入します。

【Q4-11】 A社が所有する建物にB社がテナントとして入居していますが、B社の専用部の一部分をB社と貸借契約を結ばない形態でC社が使用しています。この場合、誰がC社のエネルギー使用量を算入しますか？

【A4-11】 B社とC社の間に貸借関係にない場合は、C社が使用している区画のエネルギー使用量も含めて、B社がテナントとして専用部におけるエネルギー使用量を算入します。

5. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書について

【Q5-1】 エネルギー使用状況届出書等の提出時期はいつ頃ですか？

【A5-1】 エネルギー使用状況届出書は5月末、定期報告書及び中長期計画書は7月末までにご提出いただくこととなります。なお、法改正導入の初年度となる平成22年度については、経過措置を設け、エネルギー使用状況届出書は7月末、定期報告書及び中長期計画書は11月末までとなります。

【Q5-2】 エネルギー使用状況届出書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【A5-2】 本社の所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。また、登記簿上の本店と、実質的な本社機能のある事務所（事業者全体のエネルギー管理の状況について把握し、管理体制の整備等を行い得る事務所）の所在地が異なる場合は、実質的な本社機能のある事務所の所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。

【Q5-3】 定期報告書、中長期計画書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【A5-3】 経済産業局及び各事業を所管している省庁の地方支分部局（いずれも本社の所在地を管轄する局）となります。

なお、複数事業を行っている場合については、各事業を所管している省庁の地方支分部局ごとに提出が必要となります。

【Q5-4】定期報告書につき、エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要がありますか？

【A5-4】エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要はありませんが、事業者全体の定期報告書の内訳としてエネルギー管理指定工場の定期報告書を添付いただくこととなります。

【Q5-5】中長期計画書を作成するにあたり、参画証明書は必要ですか？

【A5-5】今回の省エネ法改正では、中長期計画書の作成におけるエネルギー管理士の参画要件はありません。よって、平成22年度以降はこれまでのような参画証明書は不要となります。これは、事業者全体の中長期計画書を作成する際、これまでの現場におけるエネルギー管理の知見以上に経営戦略上の視点が必要となることから、事業者全体において鳥瞰的なエネルギー管理を行い得るエネルギー管理統括者（及びそれを補佐するエネルギー管理企画推進者）が作成を担当することとなるためです。

6. 判断基準について

【Q6-1】判断基準の変更はありますか？

【A6-1】はい。今回の改正により業務部門の事業者が多く対象となることが予想され、その便宜を図るため、判断基準の構成を、①事務所等に関するものと、②工場等に関するものとに分けて規定します。また、①、②に共通する事項として、事業者が統括的に取り組むべき事項を新たに追加します。

【Q6-2】判断基準に記載されている、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善するという努力目標は、工場等ごとに取り組むものでしょうか。

【A6-2】この努力目標は、設置している工場等ごとにかかるものではなく、事業者全体で取り組んでいただくものとなります。

【Q6-3】エネルギー管理指定工場である工場の敷地内に事務部門のビルが立地している場合、当該ビルのエネルギー消費設備に関する管理標準は、省エネ法改正前の判断基準に基づいて設定した管理標準とは別に、新たに“専ら事務所その他の用に供する事業所における判断基準（事務所等の判断基準）”に従って設定しなければならないでしょうか？

【A6-3】この場合、既に設定している管理標準があれば、新たに“事務所等の判断基準”に基づいた管理標準を別に設定する必要はありません。

【Q6-4】規模が小さく、使用する設備が限定的な事業所（例えば、空調、照明、パソコンのみ使用する事務所）についても、事業所ごとに判断基準に基づく管理標準を作

成する必要がありますか？

【A6-4】原則として管理標準は事業所ごとに作成する必要がありますが、エネルギー管理指定工場に指定されていない工場・事業場に設置された設備であり、包括的に管理標準を作成できる設備（例えば、空調、照明、OA 機器等）については、会社全体で包括的に管理標準を作成しても問題ありません。

7. その他

【Q7-1】電力会社による電気使用量の検針日が必ずしも月末最終日になっていませんが、1年間のエネルギー使用量は、日割計算などを行って、4月1日～翌年3月31日までの使用量として正確に算入する必要がありますか？

【A7-1】年度ごと（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量を算入することが原則となりますが、検針日が月末最終日でないために年度単位の電気使用量が把握困難な場合は、4月1日以降の直近の検針日から翌年3月1日以降の直近の検針日までに示された計12ヶ月分の電気使用量を1年間の使用量として算入することもできます。

【Q7-2】事業者全体のエネルギー消費原単位を計算する際、同一企業が複数の事業を行っているため、「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(定期報告書の特定-第3表のE欄)」の単位を単一に設定できない場合、当該原単位の対前年度比はどのように算出しますか？

【A7-2】「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の単位を単一に設定できない場合は、①日本標準産業分類の細分類に基づいた事業ごとにエネルギー消費原単位及び同原単位の対前年度比を算出し、②エネルギー使用量における事業ごとのエネルギー使用割合を乗じて「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度(定期報告書の特定-第3表のI欄)」を算出します。この事業ごとの寄与度を合計した値(定期報告書の特定-第3表のZ欄)を、事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比とします。

【Q7-3】合併、分社、譲渡等を行ったため、年度途中でA社の設置する工場・事業場が新たに追加（又は減少）した場合、A社の当該年度のエネルギー使用量はどのように算入しますか？

【A7-3】合併等によりA社の工場・事業場を新たに追加した場合、当該工場・事業場における、“合併等を行った日”から“当該年度の3月31日”までのエネルギー使用量を算入します。

同様に、分社等によりA社の工場・事業場ではなくなった場合、当該工場・事業場における、“当該年度の4月1日”から“分社等を行った日”までのエネルギー使用量を算入します。

【Q7-4】LP ガスの使用量について、定期報告書には“t（トン）”の単位を用いて記載することとなっていますが、供給事業者からの検針票等に“m³（立方メートル）”の単位で表示されている場合、どのようにして“t（トン）”に換算しますか？

【A7-4】LP ガスを“m³（立方メートル）”から“t（トン）”に換算する際の係数は、供給事業者を確認した係数を用いて換算します。なお、係数の確認が困難な場合は、以下の数値を用いて換算することもできます。

種類	1 m ³ 当たりの t（トン）への換算係数
プロパン	1 / 502 [t]
ブタン	1 / 355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 / 458 [t]